

本入札は、電子入札システムにより執行するものであるため、以下について十分留意すること。

入札参加に当たっての留意事項（必ずお読みください。）

- 1 落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に入力すること。
- 2 落札決定した事業者は、消費税法に規定する課税事業者であるか、免税事業者であるかを、契約書作成前に届け出ること。
- 3 この入札の取り扱いは、財務規則、宮城県建設工事等電子入札実施要領及び宮城県建設工事等電子入札運用基準のほか、「建設工事執行規則」、「宮城県建設工事競争入札参加心得」を準用する。
- 4 契約保証金について  
財務規則に基づき、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金の納付を求める。  
なお、契約保証金の取り扱いについては、「契約保証に関する説明事項」のとおりとする。
- 5 I C カードの有効期間の確認について  
開札日において I C カードが失効している場合は、原則 I C カード再取得等のための申請又は準備中の場合を除き、紙入札を認めないことになるので、I C カードの有効期間を必ず確認すること。

【業務委託用】（別紙１）

**契約保証に関する説明事項**

1 契約保証について

業務委託料の１０分の１以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約保証金の金銭による納付又は契約保証金の納付に代わる措置として（１）に掲げる保証措置のいずれかの方法から落札者が選択し行うことができる。

なお、（２）に該当する場合は契約保証金を免除する。

（１）契約保証金の納付の免除となる場合

- イ 金融機関等の保証
- ロ 保証事業会社の保証
- ハ 公共工事履行保証証券による保証
- ニ 履行保証保険契約の締結
- ホ 契約保証金に代わる担保となる国債証券又は地方債証券の提供

（２）契約保証金を免除する場合等

２００万円未満の業務委託である場合

2 落札時の確認について

「契約保証に関する届出書」（別紙参照）に契約保証の方法を記載のうえ提出すること。

3 契約締結にあたっての取扱いについて

（１）契約保証が免除される場合

業務委託契約書の契約保証金の欄に「免除」と記入し、業務委託契約書を２部作成のうえ、指定の期日までに提出すること。

（２）契約保証が必要な場合

次に記載のとおり、契約保証金の納付又は契約保証金の金額以上（公共工事履行保証証券及び履行保証保険の場合は業務委託料の１０分の１以上）の保証措置を行い保証を証する保証書等とともに業務委託契約書２部を指定する期日までに提出すること。

イ 契約保証金を金銭（口座振替）で納付する場合

- （イ）契約保証金の納付通知書の発行を受け、宮城県指定（収納代理）金融機関へ納付すること。
- （ロ）納付後は、当該金融機関の収納印のある領収書の写しを契約保証金納付届（別紙参照）に貼付のうえ、業務委託契約書とともに提出すること。

ロ 金融機関等の保証による場合

- （イ）金融機関等が発行する保証書を業務委託契約書とともに提出すること。
- （ロ）金融機関等とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。
- （ハ）保証債務の内容は業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金支払であること。

(ニ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

ニ 保証事業会社の保証による場合

(イ) 保証事業会社が発行する保証証書を業務委託契約書とともに提出すること。

(ロ) 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。

(ハ) 保証債務の内容は業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

(ニ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

ホ 公共工事履行保証証券の保証による場合

(イ) 保険会社が発行する公共工事履行保証証券の保証に係る証券を業務委託契約書とともに提出すること。

(ロ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

ヘ 履行保証保険契約の締結による場合

(イ) 保険会社が発行する履行保証保険の保険証券を業務委託契約書とともに提出すること。

(ロ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。

(ハ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ト 契約保証金に代わる担保となる国債証券又は地方債証券の提供

業務委託料の10分の1以上の額面の国債証券又は地方債証券（当分の間、利付き国債及び宮城県債に限定する。）を有価証券寄託願（財務規則の運用について（平成2年宮城県出納局長通知）様式第209号）とともに契約執行者に提出後、業務委託契約書を提出すること。

ただし、事故防止の観点から、受入体制が整備されるまでの間は国債証券又は地方債証券の提供は遠慮願いたいこと。

4 契約解除時の契約保証金の取扱いについて

受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、上記3の（2）により納付された契約保証金又は保証により支払われた保証金等は県に帰属するものとする。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

5 業務完了時並びに業務委託料変更等の場合の取扱いについて別途指示により契約保証金の返還又は契約保証の変更等の処理を行うこと。